

# エイズ患者遺族等相談事業運営要領

## 1 目的

この事業は、血液製剤によるHIV感染により子や夫等を亡くした遺族等（血液製剤によるHIV感染者及び血友病患者並びに介護する家族等であって、遺族等相談事業に馴染む者を含む。）に対して必要な事業を行うことにより、遺族等の精神的な苦痛の緩和等を図ることを目的として実施する。

## 2 実施主体

エイズ患者遺族等相談事業の実施主体は、公益財団法人友愛福祉財団（以下「友愛」という。）とする。事業を実施するにあたり友愛が適当と認める者に対し、事業を委託することができる。

## 3 事業の概要

1の目的を達成するために下記の事業を行う。その内容については別に定める。

- (1) 遺族等相談事業
- (2) 研修会事業
- (3) 遺族等相談会等事業
- (4) 遺族等支援サポートネットワークの構築
- (5) 遺族等の健康相談・健康支援事業
- (6) 生活支援拠点事業

## 4 相談事務所等の設置

友愛が、3に定める事業を直接実施する場合、次によることとする。

- (1) 3（1）～（5）に定める事業を実施するため、東京、大阪及びその他の地区に相談事務所を設置することができる。
- (2) 事業を円滑に推進するため、相談事務所毎に1名の事務補助員を雇うことができる。  
事務補助員には、別に定める謝金、交通費を支給することができる。
- (3) 3（5）に定める事業を実施するため、国立研究開発法人国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター（ACC）及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センター等に相談窓口を設置することができる。
- (4) 3（6）に定める事業を実施するため、国立研究開発法人国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター（ACC）の近隣に生活支援拠点を設置することができる。
- (5) 相談事務所等の設置場所は、遺族等の相談にあたってのプライバシー保護を考慮して選定する。

## 5 相談員、専門家相談員及び生活支援員

友愛が、3に定める事業を直接実施する場合、次によることとする。

- (1) 相談事務所に若干名の相談員及び専門家相談員、生活支援拠点に若干名の生活支援員を配置する。
- (2) 相談員、専門家相談員及び生活支援員は、3に定める事業に従事するとともに、その普及に努める。

## 6 その他

この事業による相談事項等についてはプライバシーの保護等に特に留意するものとする。

### 附則

この運営要領は、平成21年4月1日から施行し、同日から適用する。

### 附則

この運営要領は、平成22年4月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

### 附則

この運営要領は、平成23年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

### 附則

この運営要領は、平成24年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

### 附則

この運営要領は、平成25年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

### 附則

この運営要領は、平成29年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

### 附則

この運営要領は、令和2年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。